



致同 Japan Desk News Flash

2019年第17号

今回のテーマ：社会保険に関する豆知識

2018 年末、香港上場の某国内企業は、適時に社会保険料を納付しておらず過小納付した多額の保険料の追加計上に関する情報を香港証券取引所（HKEx）に開示した。社会生活に関わる社会保険は、従業員、企業ともに緊密な関係にある。本号では、社会保険に関する豆知識を紹介する。

社会保険に関する Q&A

Q：2019 年における社会保険に関する重大な変化とは何か？

A：①養老保険の企業負担分の保険料率引き下げ。保険料率が 16%を上回る省では 16%まで引き下げることができる。②失業保険・労災保険の保険料率の段階的な引き下げ政策の適用期間を 2020 年 4 月 30 日まで延長。③社会保険の納付基準額の計算範囲の調整。従来の非私営企業に、新たに私営企業の従業員の給与を加え、従業員の平均給与を算定し、社会保険の納付基準額とする。

Q：社会保険の納付基準額はどのように決めるか？

A：通常、従業員本人の前年度の平均月額給与を納付基準額とする。当該地域における前年度の従業員の平均月額給与（以下、「平均給与」という。）に基づいて、それぞれ、上限（平均給与の 300%）と下限（平均給与の 60%）を確定する。

新入社員(大学院生、大学生、短大卒業者などを含む)の場合、初任給収入を納付基準額とする。翌年からは前年度の平均月額給与を納付基準額とする。

海外に派遣される従業員の場合、出国前の前年度の平均月額給与を納付基準額とする。翌年からは一定の昇給率で調整して納付基準額とする。

再就職する従業員の場合、再就職する初任給収入を納付基準額とする。翌年からは前年度の平均月額給与を納付基準額とする。

Q：従業員は自ら社会保険納付を放棄することができるか？

A：できない。社会保険は国が強制して行っている社会保障制度で、法的な強制力がある。「労働法」、「社会保険法」、「社会保険費徴収暫定条例」等の法律法規では、社会保険への加入、社会保険料の納付は雇用者や従業員に義務付けられているため、両者は同時に履行しなければならない法定義務である。

雇用者・従業員共に当該権利義務を勝手に処分することはできない。従業員が自ら雇用者と社会保険の加入を放棄する契約を締結すること自体が法律違反であり、無効である。

Q：従業員は企業が（納付すべき）未納付の社会保険料を自分に返還するよう要求できるか？

A：できない。「中華人民共和国労働法」より、社会保障基金は保障類型に従って資金の出所を確定し、社会に統一的な計画を随時実行する。雇用者と従業員は必ず法に従って社会保障に加入し、社会保険料を納めなければならない。雇用者が理由なく社会保険料を納めない場合、労働行政部門が期限を設け納付を命じる。期限を超過した場合、延滞金を徴収できる」と定められている。

Q：企業は社会保険料の納付義務を果たさないことができるか？

A：できない。従業員は自ら社会保障を享受する権利を放棄することはできるが、企業は社会保障の義務を果たさないことはできない。従業員が企業に社会保険料の追加納付を要請する場合、企業は必ず従業員の保険を100%補填しなければならない。社会保障の義務を果たしていない期間中に労災事故が発生した場合、企業は労災保険基金から支払うべき保険金まで負担しなければならない。

Q：試用期間中、社会保険料を納付しなくて良いか？

A：認められない。「労働契約法」より、試用期間は労働契約期間に含まれる。よって、試用期間中でも社会保険料を納付する必要がある。

Q：企業は従業員全員に対して社会保険料を納付しなければならないか？

A：そうとは限らない。企業がインターンシップ生・定年者・アルバイト者を雇用する場合、社会保険料を納付しなくて良い。

お見逃しなく

- 企業が社会保険登録をしない場合、社会保険行政部署が期限を設けて登録を命じる。期限を超過した場合、企業及びその責任者を罰することができる。
- 企業は適時に社会保険料を納付し、「小さな得は、大きな損」という視点から税務リスク・大きな経済損失を防ぐべきである。
- 大型・中型都市の多くは、住宅・自動車の購入、転籍ポイント、子供の就学等において、社会保険料の納付年限と深い関りがある。従業員は、目先の損得に惑わされず、長期的な目線で、社会保険が我々の保障を見抜き、自分の権利を守るべきである。

以上